

「住まいの支援制度」のご案内

熊本市では豊かな住生活の実現に向けて「住まい」に関して様々な支援を行っています。あなたの住まいの未来のために、支援制度を活用しませんか？

空き家支援

- 1 熊本市空き家バンク制度
- 2 空き家管理事業者紹介
- 3 老朽危険空家等除却補助
- 4 空き家の譲渡所得の特別控除

耐震支援

- 5 耐震診断士の派遣
- 6 耐震改修補助

バリアフリー・移住支援

- 7 高齢者住宅バリアフリー化補助
- 8 移住者向け中古住宅購入補助

その他の支援制度は、「熊本市住まいのガイドブック」に掲載しています。



注) 補助制度は、予算に達し次第終了します。次年度の実施については、担当課へお問合せください。

1 熊本市空き家バンク制度

空き家を貸したい・売りたい所有者から市に提供された物件情報を熊本市のホームページ等に掲載し、空き家を借りたい・買いたい方へ紹介する制度です。 **登録物件募集中!**

空き家の購入・賃借希望者との交渉や不動産手続きは、市と連携している不動産事業者が行うため、安心して手続きを依頼することができます。



空家対策課 対策班 TEL: 096-328-2514

2 空き家管理事業者紹介

熊本市では、空き家の点検や清掃などを行う管理事業者の情報提供を行っています。事業者の名簿一覧を熊本市ホームページで公開中です。

主な管理業務内容

- | | |
|------------|-------------|
| ①外観の点検 | ⑤雨漏りの確認 |
| ②家屋の通風 | ⑥庭木の剪定 |
| ③水道の通水 | ⑦除草(庭等の草刈り) |
| ④敷地内・家屋の清掃 | ⑧家財の処分など |



名簿一覧はこちらから



空家対策課 対策班 TEL: 096-328-2514

3

老朽危険空家等除却補助

倒壊の恐れのある危険な空き家の除却に要する費用の一部を補助します。

対象 空家等のうち、外観目視による空家等不良度判定表において、配点の合計が66点以上となるものなど



補助上限
60万円
補助率 (8/15)



空家対策課 管理班 TEL: 096-328-2514

4

空き家の譲渡所得の特別控除

空き家となった家屋-敷地の相続人が、耐震リフォーム又は取壊しをした後にその家屋又は敷地を譲渡した場合に、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除する制度です。



対象 ・相続発生日(所有者死亡)から3年が経過する年の12月31日までに譲渡するもの
・昭和56年5月31日以前に建築された家屋など

2023年
12月31日まで
の譲渡で
制度終了

空家対策課 対策班 TEL: 096-328-2514

5

耐震診断士の派遣

本市に登録している耐震診断士を派遣し、「耐震診断」を実施します。

対象 平成12年5月31日以前に着工して建てられた戸建木造住宅など
※在来構法又は伝統的構法に限る



自己負担額
5,500円



住宅政策課 住宅支援班 TEL: 096-328-2449

6

耐震改修補助

戸建木造住宅の耐震改修工事等に要する費用の一部を補助します。

対象 本市に登録している耐震診断士による耐震診断の結果「倒壊の可能性あり」と評価された住宅など



補助上限(※)
100万円
補助率 (4/5)

※設計改修一括、
建替え設計工事一括の場合



住宅政策課 住宅支援班 TEL: 096-328-2449

7

高齢者住宅バリアフリー化補助

高齢者の方が住宅のバリアフリー改修工事を行う際の工事費用の一部を補助します。

対象者 満65歳以上で、世帯の全員が要支援又は要介護認定を受けていないことなど



非課税世帯
補助上限 **12万円**
補助率 (2/3)

非課税世帯以外
補助上限 **6万円**
補助率 (1/3)

住宅政策課 TEL: 096-328-2989

8

移住者向け中古住宅購入補助

金融機関と連携し、熊本県外から熊本市へ移住される方に対し、中古住宅の購入費用の一部を補助します。

対象者 県外に1年以上居住中の方、本市に転入後3年以内の方で転入の直前に県外に継続して居住していた方など



居住誘導区域にある中古住宅
補助上限 **50万円**
補助率 (1/2)

居住誘導区域以外にある中古住宅
補助上限 **30万円**
補助率 (1/2)

住宅政策課 TEL: 096-328-2989